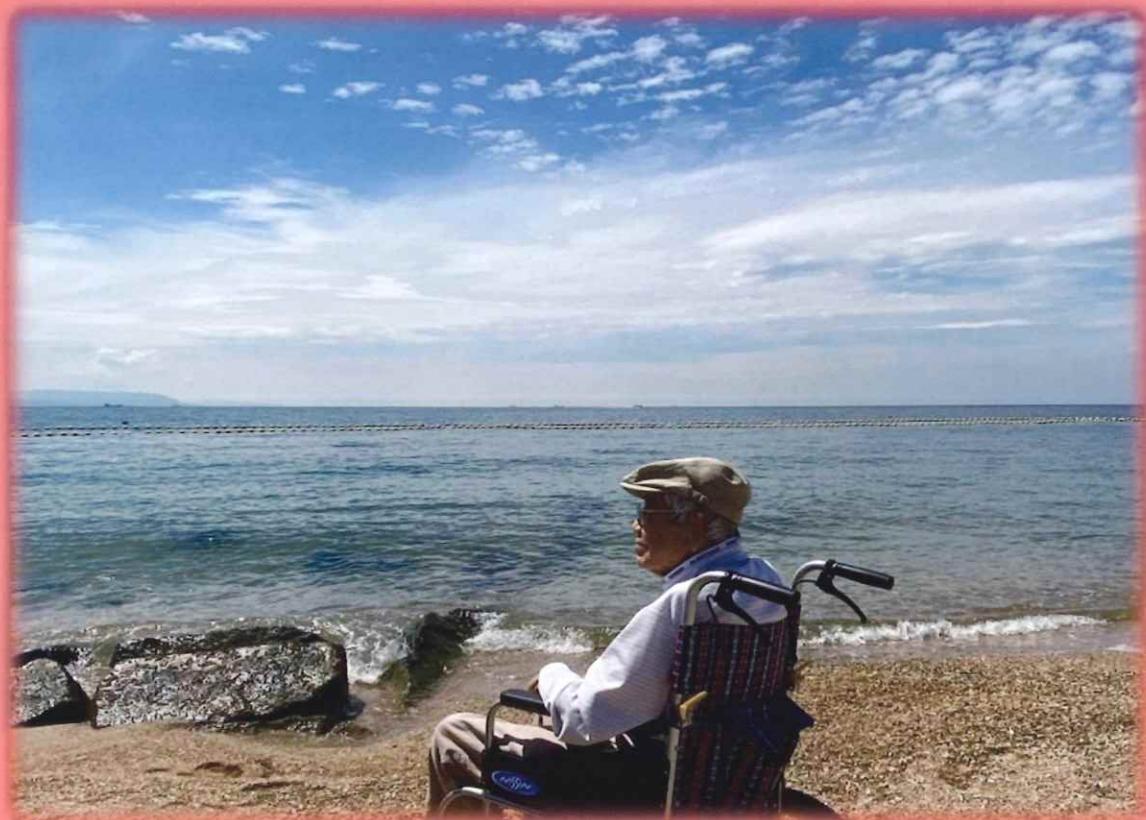


■映画制作を応援して下さい



# 沈黙の50年

～国から子どもをつくってはいけないと

言われた人たち～

優生保護法問題に関する映画制作に

あたって

制作委員会委員長 大矢 邇



この映画は、「騙しても子どもを生ませるな」「民族の逆淘汰を阻止せよ」「不幸な子は生ませない」などとして残虐非道な刃である優生保護法の被害者の証言を彼らの言葉で記録しようとするものです。

目的は第一に長年の沈黙をやぶって立ち上がった被害者の人生と証言を紹介することで、沈黙を強いられて

いる方々に我慢するのは終わりにしようと呼びかける事、二つ目に個人の尊厳や人格的平等、優生思想の克服につなげたい。さらに優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を求める100万人署名運動にこの映画が役立てば幸いです。

この映画の制作に募金を始め、皆さんのお応援メッセージを心からお願ひいたします。

## 映画「沈黙の50年」制作委員会

制作著作 映画『沈黙の50年』制作委員会

監修 一般財団法人全日本ろうあ連盟

大矢 邇（制作委員会委員長・歩む兵庫の会）

石野 富志三郎（全日本ろうあ連盟理事長）

庄崎隆志（プロデューサー・風の器代表）

大竹浩司（全日本ろうあ連盟副理事長）

谷 進一（監督・聾宝手話映画代表）

吉野幸代（全日本ろうあ連盟理事）

小林寛二（被害者・原告）

本郷善通（兵庫県聴覚障害者協会理事長）

相原健吾（兵庫弁護団）





## プロデューサーより

庄崎 隆志

(演出家・日本演出者協会社会包摶部)

長い間、50年も沈黙を続けたご夫婦と会って何度も取材をしました。こうして映画の構想は進み出すことが出来ました。彼らの手話語りを拝見していると、彼らの悲しみや苦しみが癒えることはありません。同じようなことを繰り返さないために国は謝罪して今後の行動を変えることが出来るはずです。今も国は謝罪していません。50年もの沈黙が続いてしまいましたが・・・。ようやく沈黙を破り、当事者の手話の言葉を発している・・・これも覚えておいていただきたい。どうか皆様でこの事実を共有し、彼らを救ってください。映画は映画の関係者だけで創るものではありません。映画は大工さん、電気屋さん、八百屋さん、看護師さん、画家さん、美容師さん、喫茶店マスターさん、福祉施設職員さん、フリーターさん、まだまだいろんな人が力を合わせ、それに、その日の観客という想像力が加わって初めてできあがるものなのです。これからスタートし支援の輪を広げていきましょう。

## 監督メッセージ

谷 進一

(聾宝手話映画 代表)



今まで手話映画を撮ってきて言われることがあります。「本や資料などで文字では読んで知っていたけれど、映像で観るとよく分かっていいですね！」視覚言語の手話こそ映像に残しておきたいと思っています。優生手術の被害者のことばもしかし。沈黙の50年を手話で語りつぐためにも是非とも映像に残さなければならぬと感じました。勇気を出して顔を出し語って下さった皆さんには心から称えたいです。再現ドラマや証言映像を見ることで、まだ自分が被害者だと気付かなかった人たちが気づくきっかけになってもらいたい。また旧優生保護法について知らない人も多いので、是非ともこの機会にこれまでの経緯を知り、理解を深めて欲しいと願っています。



## 優生裁判の意義

弁護士 相原健吾



本裁判は、優生保護法に基づき優生手術を受けさせられた原告らが、優生保護法は憲法違反であり、国会議員の立法行為は違法であるなどと主張し、被告国に対し、損害賠償を求めた事案です。全国では、38名の原告が、訴えを提起しました  
(2023年11月1日現在)。

国は、除斥期間（※不法行為が行われた時から20年が経過してしまうと持っていた権利が消滅してしまうこと）の規定を適用すべきであり、手術が行われてから20年が経過した以上、原告らの損害賠償請求権は消滅したと主張しています。しかし、優生保護法が憲法違反であることは明らかであり、国は深刻で重大な被害を長年放置してきました。原告らは、偏見差別がある中では、裁判をすることさえもできませんでした。多くの裁判所では、除斥期間を適用することが、裁判の基本原則である正義・公平に反し許されないと判断をしました。そして、同年10月25日、仙台高等裁判所第2民事部（小林久起裁判長）は、正義・公平の観点から除斥期間の適用

を許さないだけでなく、国の主張は権利濫用であるとまで認めました。

同年11月1日、最高裁判所に係属する5つの事件について、上告受理がなされ、大法廷に回付されました。すでに原告らのうち5名が死亡しており、残る原告らも高齢であるため、解決には時間の猶予がありません。弁護団は、最高裁判所に対して、一刻も早く弁論を開き、今なお声を上げられずにいる方を含め、被害者全員の被害が回復する判断を求めるとともに、優生保護法が憲法違反であることを示し、国の責任を明らかにする判決を求めています。この裁判の意義は、優生保護法という憲法違反の法律が作られた経緯はもちろんのこと、国が優生保護法施策を推進し、いかにして原告ら障害者に対する偏見差別を作り、社会に優生思想や偏見差別の意識を植え付けたのか、この歴史と現実を認定して総括するとともに、国が、原告らの被害を償い、優生保護法問題の解決にむけて歩み出すための礎を築くことがあります。

# 被害者の証言

それは結婚前の親しい友だちのお祝いの会でした。先輩夫婦のひと言で雰囲気が一変。

「絶対子どもはダメ。あなたの弟妹はみな『ろうあ者』でしょう」数年後、ろうあ者の集まりで、娘がわたくしと手話で話しているのを見たこの先輩は

『なぜ守れないの。娘さんは『ろうあ』でしょう。聞こえていたら手話などしないはず』

猛烈に叱りつけるのです。この先輩は子どもはいません。

(兵庫県 女性)

生理が月に何回もあり量も多くつらい思いをしていました。結婚後も変わらずつらく姉に相談したら、「血がなくなつて死んでしまう」と教えられ、義姉の付き添いで病院に行きました。医師は子宮を取る手術をしました。

「これで生理出血は無いから心配ない」と言われました。子どもが作れなくなったとの説明はありませんでした。夫は黙ったままでした。

(兵庫県 女性)

## 応援メッセージ

「不法行為から20年が経ち賠償を求められなくなる『除斥期間』を理由として訴えが退けられた」のは、ろう者の実情を無視して賠償責任を逃れようとする形式論理の見本です。憲法違反の断種法とともに国の責任を明らかにすべきです。

(京都聴覚言語障害者福祉協会  
理事長 高田英一)

結婚の時、母から「子どもをつくりたい手術をしないと、今後世話をしない。嫌ならピルを飲みなさい」と言われました。しばらくはピルを飲み続けましたが、母に「止めたい」と伝えると、病院に連れて行かれました。

夫に「離婚してください」とお願いしました。夫は長い間、返事をしませんでした。

優生保護法があると知ったのは愛知県聴覚障害者協会の役員が教えてくださったからです。それから五年間かかり裁判にも顔を出せるようになりました。

(愛知県 女性)

夫となる人は、結婚の直前に会社の社長に病院に連れていかれました。結婚しても子供は生まれず、ずっと夫婦で胸にしまい込んでいました。

(福岡県 女性)

妻の不妊手術のとき、ひと月くらい悩みました。「手術をやめろ」と言えないのが苦しかったのです。子どもがいたら成長の記録でアルバムがいっぱいなのに、わが子の写真は一つもありません。

(愛知県 男性)



小林 審二

奥田しのぶ（劇団いぶき）



KAZUKI（株式会社ことだま）



小倉 敏子

林 美帆



狭山 文晴

笹岡 亮



寶二の母

小西 貴美子  
(手話舞台「箱！」)



小林 喜美子

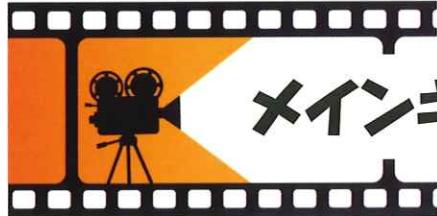
河合 依子（劇団いぶき）



大城 桜子



## メインキャスト





## 応援メッセージ

忘れもしない亡き阪口ユリさん（滋賀県）の叫び声。生きていれば、きっと原告として先頭に立って闘うだろう。聞こえないため電車に足を切られ、そのうえに同意もなく不妊手術をさせられた悔しさ。にも関わらず、笑顔一杯で歩けない障害児（筆者の子）を懸命に抱っこする姿も忘れない。阪口ユリさんはいつもまっすぐに矛盾だらけの社会を見つめてきた。沈黙から人間としての尊厳を目指す気持ちは同じはず。国家による謝罪と補償を勝ち取るために上映運動を盛りあげましょう。

（全日本ろうあ連盟理事長 石野富志三郎）

「沈黙の50年」ホームページ開設

特報動画などが観られます。

URL: <https://aboutme.style/chinmoku50.m>



沈黙の50年

### △ご支援のお願い△

優生手術についての理解を深め、被害者と共に闘うための映画制作事業を行います。出演者・スタッフ、撮影機材等の準備や字幕制作等の多大な資金を必要としています。皆さまからのご支援を賜り、映画製作の基盤が確立できることを願っております。温かいご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

ご支援された方には特典があります。

- ・ 5千円 試写上映会招待券
  - ・ 1万円 試写上映会ペア招待券
  - ・ 5万円 パンフレットにご芳名記載とペア招待券
  - ・ 10万円 エンドロールにご芳名記載とペア招待券
- ① まず最初にE-mailかFAXでお申し込みください。

Email : chinmoku50.m@gmail.com

FAX : 075-932-4043

お名前、ご連絡先、ご芳名記載の場合のお名前

- ② 振込口座にてご送金ください。

ゆうちょ銀行(貯蓄預金) 記号14400

番号53702701 口座名：谷 進一(タニシイチ)

【店名】四四八（よんよんぱち） 【店番】448

【預金種目】貯蓄預金 【口座番号】5370270

「優生思想」とは、身体的、精神的に秀でた能力を有する者の遺伝子を保護し、逆にこれらの能力の劣っている者の遺伝子を排除して優秀な人類を後世に残そうという思想です。障害があると能力の劣っている者とみなされ、「生きるに値しない命」とされるのです。各地で起こされている強制不妊裁判は、当事者たちが50年の沈黙をやぶって行う優生思想への抗議でもあります。役にたつかどうかで判断し、役にたたない人を排除しようとする社会は、だれもが生きにくい社会です。

21世紀は、優生思想をたちきり、多様性を認め、“みんなちがってみんないい”と、差別のない社会を実現しなければなりません。そのことで、障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、誰もが生きやすい社会につながるのであります。

（大阪健康福祉短期大学名誉教授 小坂淳子）